



児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が改定されます

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が変わります。
※消費者物価指数の変動に応じて手当額が改定される「物価スライド制」となっています

■児童扶養手当

	現 行	改 定 後
全額支給	46,690円	48,050円
第2子以降加算額	11,030円	11,350円
一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円
第2子以降加算額	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円



問 福祉課 こども係
☎0952-75-6118

お知らせ

※児童扶養手当…父母の離婚などで、父または母と生計をともにしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です

■特別児童扶養手当

	現 行	改 定 後
1 級	56,800円	58,450円
2 級	37,830円	38,930円

※特別児童扶養手当…身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給される手当です



問 福祉課 こども係
☎0952-75-6118

■障害児福祉手当・特別障害者手当

	現 行	改 定 後
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
特別障害者手当	29,590円	30,450円

※障害児福祉手当…20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です

※特別障害者手当…20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です



問 高齢・障害者支援課 障害者支援係
☎0952-75-4823

子どもの医療費助成のお知らせ

～3月に中学校を卒業されたお子さん～



問 福祉課 こども係 ☎0952-75-6118

多久市では高校生年代（18歳）までの医療費助成を行っています。3月に中学校を卒業されたお子さんは、4月から子どもの医療費受給資格証が使用できません。高校生年代は、医療機関で支払った領収書を添付した申請書を提出することで、医療費の助成を受けることができます。申請などについては、ホームページでの確認またはこども係にお問い合わせをお願いします。

